

第7回守口市子ども・子育て会議議事録

開催日時	平成26年10月1日（水）午後3時00分から
開催場所	守口市役所 第2委員会室
議 題	(1) 開会 (2) 議題 ①「素案 第1章」に関する修正案について ②「素案 第2章」に関する修正案について ③「素案 第3章」に関する修正案について ④「素案 第4章」に関する修正案について (3) その他 事務連絡 (4) 閉会
出席者	委員 16名

(1) 開会

(2) 議題

【議題①：「素案 第1章」に関する修正案について】

○構成等について

(委員) 認定こども園に子どもを入れようと考えている保護者にとって一番気になるのは保育料や手続きはどう変わるのかといったところだと思う。そういった内容は1章には掲載しないのか。

(事務局) 利用者にとっての一番の関心事は料金体制や手続きといったことであるのは承知している。料金はこれからの検討事項となるので、計画書中に表記することはできない。手続きについては、現在在園中の場合やこれから入園する場合によって細かく異なる。手続きの方法については、市のホームページに掲載しているので、そちらを参照いただきたい。

(委員) そのあたりについてどのような流れで決まっていくのかが分からないので、いつごろどうやって情報提供をするなどの表記があればよいと思う。

(事務局) 本計画書の冊子としての完成は来年の3月あたりになる予定であり、料金についてはその時点では決まっていると思う。

(議長) 最終計画書には掲載するということか。

(事務局) 冊子の完成は3月あたりで、印刷はもう少し早い段階を予定しているので、料金については掲載できないと思う。

(委員) 料金に関しては、また別の方法で分かるようにしてもらえるのか。

(事務局) その予定である。

(議長) 料金体系や手続き方法といったものは、計画書にはそぐわない内容だと思う。
しかし、周知方法等については、計画書中のどこかに載せるべきだと思う。

(事務局) 個別の事業については周知方法等について言及しているものもあるが、料金体系や手続きについては、計画書中での掲載は予定していない。

○地域子ども・子育て支援事業に関する利用区分「一時預かり事業」「時間外保育事業」「病児保育事業」について

(議長) 通常の利用を超えた保育に関してだが、3歳から5歳の子どもについて幼稚園型と保育園型で差が出ないようにサービスをしないと駄目だと思うが、一時預かり事業、時間外保育事業のどちらかでサービスを保とうという認識でよいか。

(事務局) そのとおりである。

(議長) 保護者が就労していない場合は病児保育のサービスは受けられないのか。

(事務局) 保護者が就労していない場合については基本的には利用できないが、就労していない保護者についてやむを得ない理由があった場合などは、一時預かり等の形を取っていただくことが可能な体制にしたいと思う。

(議長) 1号認定も病児保育の利用が可能ということでよいか。

(事務局) 一時預かりは、状況によって発生してくると考えている。

(議長) そのことが分かるように、地域子ども・子育て支援事業に関する利用区分の表中に印を付けてほしい。

(事務局) 承知した。

○地域子ども・子育て支援事業に関する利用区分「乳児家庭全戸訪問事業」について

(委員) 乳児家庭全戸訪問事業については0歳4カ月までが対象だと思う。0歳から3歳の保育の必要性なしの区分に○はないが○をつけるべきではないか。

(事務局) 資料に間違いがあるので修正したい。3ページの「子ども・子育て支援給付に関する利用者区分」の表について、0～2歳の保育の必要性がありなしが逆になっている。

(議長) 次回委員会で資料の差し替えをお願いしたい。

(事務局) 承知した。

(委員) 乳児家庭全戸訪問事業について、3歳までの児童を対象に全戸訪問し、問題等がわかった場合にはその後どういうフォローをしていくのか。そのあたりは計画書のどこをみればわかるのか。3歳以降に支援が途絶えるということはないと思うがこの表記ではわからない。利用者支援事業で対応するのか。

(事務局) 乳児家庭全戸訪問事業は、その年に生まれたすべての子どもを対象として実施する。問題がある家庭、フォローが必要な家庭については、養育支援訪問事業で引き続きフォローしていくことになる。その他はいろいろな相談機関での対応となっていく。

○地域子ども・子育て支援事業に関する利用区分「子育て短期支援事業」について

(委員) 子育て短期支援事業について、もう少し詳しく説明してほしい。

(事務局) 子育て短期支援事業はショートステイということで、泊まりを含む保育のことである。

(委員) 子育て短期支援事業は、守口市が実施するのか。

(事務局) 子育て短期支援事業については守口市が直接お泊まり保育を実施するというだけでなく、現在実施している事業所と連携し、市民が利用しやすいような方策を講じることを考えている。

(委員) その点について計画書内で詳しい説明がいないのではないか。

(事務局) 第5章の事業の展開のところで詳しい説明を掲載する。

(委員) 事業の説明については第5章に掲載しているといった説明を、第1章部分で入れてもらいたい。

(事務局) そのように修正する。

【議題②：「素案 第2章」に関する修正案について】

○表記について

(委員) 「ニーズ調査から見る現状のまとめ」という表記だと、現在の施策をまとめているように感じてしまう。

(議長) 「市民の声」という表記にしてはどうか。

(委員) 「市民の声」でもよいと思う。実際にニーズ調査から見たら、こういう意見、考え方が見られたというニュアンスになればよいと思う。

(事務局) 「現状のまとめ」という表記では、現状がどうなっているかという疑問も生じるということを考え、表記方法を検討したいと思う。

(委員) 考察に対し、方向性を太字で書いているが、そうすると方向性を強調しているように見える。強調しなくてもよいのではないか。太字だけを読んでしまうと思う。

○調査結果からみる課題に対する市の取り組みの「まとめ方」について

(委員) ニーズ調査の考察が文章化され、すごく分かりやすくなっていると思う。考察では今後の課題等があげられているが、これに対して、守口市が現在実施していることなどが掲載してあると、市の方向性がよく分かると思う。ここであげられている課題に対する取り組みは現在検討中で、具体的に取り組みは行っていないものと捉えてよいか。

(事務局) 例えば、健康の確保の項目については、広報や市ホームページ、保健センターの窓口等を利用して小児医療、休日・夜間の救急診療体制の周知に努めているところであるが、ニーズ調査の結果では、小児医療の更なる充実を求める意見が多くなっている。ただ、市独自で医療機関を増やすことは難しく、計画書中に、小児医療について「充実を目指す」とか「整備する」という文言はなかなか

か入れられない。そういった中で、子どもの急病時の対処法等についての周知徹底の仕方等については工夫を検討していく必要はあると考えている。

- (議長) 考察として、課題を述べ、現状はどうで、将来に向かってどうするかという3点が掲載されていればよいと思う。
- (委員) 課題に対して市がどのように取り組んでいるかについて、どこに掲載しているのかが分かればよいと思う。
- (議長) ここで述べた課題について、第5章に掲載していくまでの間で、その辺が分かるようにしてもらえるとよいと思う。第5章にどのようにつながっていくのかなどが分かればよい。例えば、食育についての取り組みは小学校でやっているのかどうかなど、このままだとわかりにくい。
- (委員) 食育は保育所でもやっている。0歳児からやっている。
- (事務局) 2章では統計データ等を取りまとめた章で、現状の取り組み状況、例えば予防接種の件数や子育て関係の事業者数などについては実際の数値を掲載している。課題に対しての市の施策の方向性については第4章の計画の体系でふれているが、第5章においても書き込んでいきたい。第5章については、前回会議で議論した国に報告すべき事業だけでなく、それ以外の事業についても、今後のあり方について方向性を書き込んでいこうと考えている。
- (委員) 例えば、55ページの「安心・安全の環境づくり」の項目で「就学前調査の自由意見では、不審者や犯罪が多いことに対する不安の声や交通安全対策を求める意見が多く寄せられている」とある。これは事実だと思うし、「道路や歩道の整備を望む意見も、これも多くなっている」というのも保護者が求めていることだと思う。これを受けての今後の方向性として「防犯面、交通安全面から、登下校時や学校生活における安全活動に向けた取り組みが求められている」とあるが、この表現だと現状では取り組みをしていないという感じを受ける。「さらなる取り組みが求められる」というような表現としてはどうか。
- (事務局) 現状の市の取り組みを細かく掲載するのはボリューム的に無理があると思う。ここではニーズ調査の結果に対する考察ということで今後取り組むべき方向性を示し、「さらなる向上をしていく」といった表記をとるなど、表記方法を検討していきたいと思う。
- (事務局) 今後の施策の方向性については第4章でふれているので、そこで書き込むべきことだと捉えている。2章についてはあくまで現状分析という形をとりたいと思う。
- (委員) 数値データを読み解くのは難しいので、考察が掲載されている方が分かりやすいと思う。考察を掲載した上で、守口市の現状の取り組みについて掲載し、さらに今後はこういった方向で展開するということについて掲載すればよいのではないかと思う。
- (委員) 時代は大きく変化していると思う。女性の社会進出も進み、こだわらずに仕事を求める人も増えたと思うし、時代とともに選択肢が広がったと感じる。以前より情報も多く得られるようになり、その中で自分にあった選択をしていって

ると思う。考察の文章をみると、時代の流れに対し、市がどのように動いていくのかが見えない。そういった面からの表現ができればよいと思う。

(議長) 第2章について、ニーズ調査の現状を踏まえたものをまとめただけにするのか。それとも、今後の章につなげるかたちで、今後どうするかというストーリー展開をするのか。最初の素案では2章はあくまでもニーズ調査のまとめとしていたと思う。その辺をどう考えてどう取り扱っていくかを議論すべきである。

(事務局) 第2章については、あくまでもニーズ調査の結果をまとめたかたちとなっているので、第2章はニーズ調査から見る市民の意見とそれについての考察という形でまとめたいと考えている。

(委員) 全体の章立てをみると第2章が現状となっている。まず現状があって、次の第3章で、これまで次世代計画で取り組んできた結果を述べていると思う。第2章の1「統計データから見る人口・少子化の動向」では統計データが示され、そのあとに統計データの考察があるが、第2章の2では「行政サービスの状況」で事業等に関するデータが示されているのに対し、考察がない。第2章の3では「ニーズ調査から見た守口市の子育ての状況」で調査結果のデータがあって、そのあとに考察がある。構成について一貫性がないのが分かりにくいのではないと思う。そのあたりを整理してもらえれば、この章は現状のまとめという取り扱いで構わないと思う。それに、第3章は「次世代育成支援計画評価と課題」で、守口市がこれまで取り組んできた施策について、評価も含めて言及している。次の第4章では、第2章、3章を踏まえて、新制度ではどうしていくのかということ述べているといったつながりのある構成となっていると思う。ただ、2章、3章が4章につながるといった計画の全体像が最初に分かるようになっていたらよいと思う。

(議長) 行政サービスの現状に関する考察がないということなので、「行政サービス等の現状」の項目は後ろに持っていくなど、掲載の順番を考慮してもらおうということではどうか。それとも、第3章を第2章に入れてしまうという方法もあると思う。つまり、ニーズ調査の結果があって、それに対して守口市は現状こういった取り組みを行っているということにふれる、というかたちをとるとということも考えられる。現状の取り組みが分からないということが議論になっていると思う。

(議長) 第3章では、現状の取り組みに関してどういう反省点がどれだけあるか、今後どうするかということになると思う。第3章はそのまま残して、第2章をもう少しすっきりした感じにした方がよいということではどうか。

(議長) 例えば第2章の55ページから59ページまでリード文があげられているが、この会議としてこのリード文を見ていくかどうか。それが守口市全体の本当の意見かどうか分からないが、ニーズ調査から出てきている結果を市民の意見としてこの会議として認めるかどうかだと思う。認めた上で現状を見てということになると思うが、その点を踏まえてこのリード文でどうか。

(委員) 読み手側は「市は何をしてくれるのか」を求めていると思うので、こういう形

で軽減を図っていくということが書けたらよいと思う。

(委員) 文章の最後に「必要があります」、「求められます」という表現をしているので、これだけ読むとすごく多くの課題があるイメージになり、読み手は不安になるように思う。もう少し読み手が安心できる文章表現ができればよいと思う。

(委員) 例えば「川に水が流れる環境がある」という言葉一つで、守口市に住みたいと思ったりするものだが、計画書の文章としては、「守口に来てほしい」という意味を込めた文章を目指していると思う。だが、第2章でもボリュームの差があって、調査結果の数字データの量が一番多くそこへ目が行ってしまうと思う。計画の概要が一番分かりやすいのが本来の計画書だと思うが、これをぱっと見ると、保育サービスの新年度の計画とかそういうことだけで、本当に分かりにくい。第2章はあくまで過去のデータと考え、これから私たちに必要なのはなにか。第2章を基に考える取り組みの方向を考え、それについては具体的に示していくのが第4章だと思う。そういったことを分かりやすくするのが一番大事だと思う。「守口市に住んでみたい」と思える文章にしていきたい。

(議長) 第1章は、ある意味で計画の概要で、新制度の話という形だけになってしまうので、第2章で「守口市に住んでみたい」と思えるような内容としていくのか。

(事務局) この計画書は市民に守口市に住み続けてもらう、子育て世帯に守口市に住んでももらうためといった意味を持つものであるので、それが分かるような形で、各章を通じた関連性を書いていくことは検討させていただきたい。第2章は、非常にボリュームが多く、統計データやニーズ調査の結果ごとにそれぞれの考察があるというかたちが見にくいのであれば、第2章を考察の部分を中心に構成とし、それ以外のデータは、巻末の資料編で対応するという事も考えられる。

○調査結果からみる課題に対する市の取り組みの「考察の内容」について

(委員) ひとり親家庭に対する考察やなかよしの学級に通う子どもに対する考察の文章が全くないが、その点はどうなっているのか。

(議長) ひとり親家庭が増えたという記述を足してもらいたい。

(事務局) ニーズ調査ではひとり親を対象とした設問の設定がないので、ひとり親のニーズに対する考察はあげていないが、第3章の次世代計画の評価のところではひとり親に関する施策の評価について詳しく書き込んでいる。

(議長) 前回行った調査ではひとり親家庭の割合が4～5%であるのに対し、今回の調査では10%程度となっている。ひとり親が増加しているということは、今後の方向を見通すうえで必要になってくるデータだと思うので、どこかでふれる必要があると思う。

(事務局) ひとり親世帯が増加傾向にあるかどうかを検証したうえで、統計データから見る現状のところで対応を考えていきたい。

(議長) 考察の内容に書いてある内容はかなりハードルが高いと思う。例えば57ページ「自然環境を考慮した『学ぶ場』という視点からの遊び場の整備が求められます」とあるが、守口市に自然環境はあるのかは疑問である。

(事務局) 自然環境に関してだが、現在の総合計画の策定時の市民意識調査の結果では、守口市から出て行きたいという割合が高齢世帯に比べて子育て家庭で非常に高く、その理由として最も多くあげられていたのが「緑が少ない」ということであつた。人口的な自然環境でもよいので、手近に自然環境が欲しいという声もあり、今回課題としてあげている。以前にも、水に親しむ空間ということで疑似河川をつくるなどの取り組みをしてきたが、予算の関係もありなかなか進んでいない状況である。

【議題③：「素案 第3章」に関する修正案について】

○第2章との関係について

(委員) 第2章のニーズ調査からみた課題に対し、第3章の3ページ、現状の取り組みがうまく対応していたらよいと思うが、対応できているところとできていないところがある。できていないところについてはどう精査していけばいいのか。例えば第2章の「健康の確保」での課題に対し、第3章の「子どもと母親の健康の確保」での取り組みは対応できている。第2章では、「保護者の悩みとして、子どもの病気や発育、発達に関することが多くあげられている」とあり、第3章では「発達障害の早期発見・早期対応の観点から取り組みをすすめる必要がある」と書いている。「こういう現状があつて、市はこういった取り組みを行い、結果としてこのような課題が残っている、今後はこうする必要があつた」と展開ができているとわかりやすい。「安全・安心まちづくり」についてもきちんと対応ができていいるが、56ページと4ページでは対応ができていない。もし、ニーズ調査の考察、結果をメインに置くのだったら、55ページからの現状のまとめにあるものは、推進項目の中に何らか書き込んでいくことが必要になってくるのではないかと。推進項目でふれないなら、第3章をもう少し整理する必要があると思う。

(議長) 第3章は次世代計画の評価であるが、事務局はこの会議と次世代計画の関係の度合いは、どれぐらいと考へているのか。要するに新制度における事業計画と次世代計画をどの程度関連づけて考へるべきなのか。それによつてこの会議が全く違つてくる。次世代との関連性があいまいであるので、ニーズ調査の結果と次世代の評価の1対1対応の意見が出てくると思う。1対1対応のかたちで展開すると、計画の読み手は、第2章の課題が第3章の評価につながつて、そのまま展開してくのかと誤解するのではないかと。

(事務局) 事業計画と次世代計画との関係については、前々回の会議で示したとおりであつた。次世代計画では計画の対象には高校生までを含むことになるが、今回の事業計画については次の第4章でふれていいるとおりで、義務教育期間を中心に考へている。そういったことから、事業計画と次世代計画では、対象事業が少しは外れる部分もあるが、重なる事業も多くあつた。重なる事業については、第4章の施策体系の中に入れて考へているので、第2章の統計データ、第3章の施策の進捗状況、それとニーズ調査からみた次世代の計画の進捗状況といったもの

を総合的に判断して、第4章で事業計画の方向性を書き込んでいくというかたちになると考えている。

(委員) 今回のニーズ調査自体が次世代育成を基にしたものではないので、同一のものと扱うには無理があると思うが、書き方の問題だと思う。この素案をみると、次世代計画を視野にいれて、かなり努力してまとめたように思う。あえて次世代計画の推進項目とほぼ一致させながら、ニーズ調査を対応させるかたちでまとめて、第3章でつなぎながらこの4章に持っていくと、「守口市の現状を踏まえ、これまでの課題を明確にした上で、この計画の方向性を設定した」というのが示されていて、分かりやすいのではないかと思う。

(議長) ニーズ調査は調査項目に従ってまとめられているが、次世代計画に合った形でまとめることが可能なのか。

(事務局) ニーズ調査は限られた対象者で行っている。今回、量の見込みを出すときにあたって、かなり実態とかけ離れた部分もあったため、クロス集計結果を前面に押し出して、今後の施策の方向性を体系づけていくのは、リスクがあると捉えている。そういったことから、今まで施策の展開や進捗状況、自由意見等であがっている部分を反映していく方向で考えている。施策の具体的な展開については後の章で書き込んでいく予定である。

(委員) 冊子として計画をまとめていくには、全体のつながり、整合性が大切である。例えば55ページのところのリード文をつくって、第3章と関連づけるなどしていかないといけないのではないか。

(事務局) 例えば第4章で計画の体系を示している。体系に関しては次世代の体系を基としている。第5章ではこの体系にぶら下がる事業を設定し、計画に基づき市は事業を推進することになっていくが、市で行っている事業をすべて掲載するかたちにはならないと思う。この中で重点的にやっていくというものが出てくるようになるのではないかと考えている。その場合、例えば「統計からみた結果」とか「ニーズ調査からみた結果」とか「次世代計画の進捗状況」とか根拠を示していくようなイメージでよいか。

(委員) 第2章に関しては、ニーズ調査の結果であって、守口市の真の現状を把握していないという解釈でよいか。第2章の結果と第3章で実際に守口市が取り組んでいる事業と関連づけるのは難しいということではよいか。第2章の調査結果や守口の取り組み状況の数字も、初めて見る人間、日ごろ数値に接しない人間にとっては、第2章はただの資料に過ぎないと思う。第2章は現状の資料として、今の話につながっていくという形でどうか。

(委員) 問題は読み手側だと思う。読み手が実際にこれをしっかり読むかどうか。今は考察があって、そこから矢印を出し、今後の方向性を示している。市民の目線で見たら、矢印があって「必要がある」と書かれたら、それに対して市はどういうことをしてくれるのか、と考えると思う。それだったらそれに応える方法をとっておくべきだと思う。ここに書かれてあるのが業者さんがつくった文章であるとしたら、この矢印が本当にいるのかという話にもなると思う。

- (議長) 2章から3章に関しては、内容的にはこれでいいと思うが、どうやって読み手が分かりやすい流れをつくるかが問題だと思う。第2章のタイトルの表現を工夫するか、第2章はあくまでもデータとして考え、第3章はただ単なる通信簿という形で考えて、具体的な内容は第4章で書いていくということにするのか。
- (事務局) 第2章、3章、4章の関連性をわかりやすくするため、まず第1章に計画書の仕組み、構成について掲載する。その上で第2章、3章、4章に関して、データ類については巻末の資料編での対応とし、本編ではポイントだけを抜き出して書くという構成で作成しなおしたいと思う。

【議題④：「素案 第4章」に関する修正案について】

○基本理念の決定方法について

- (議長) 参考資料1のとおり、基本理念案として10件の提出があった。この10件について、どのように決定していくのか。全会一致というのはあり得ない可能性がある。多数決で決めてしまってもいいかどうか。基本理念が1つに決まっても、例えば「守口」は漢字にするか、ひらがなにするなど、そういうところの議論に時間を費やす可能性もあるので、10案のうちの基本的な候補を1つある程度決めて、それを基に議論を進めていくのがよいと思う。最終的には多数決で決めるか。無記名投票とするか。
- (委員) 多数決で決定するのがよいと思うが、市のホームページとかで市民に投票してもらうのは難しいのか。
- (委員) この基本理念については、素案の重点方針とかを読み込んだ上で、守口市の方向性に沿った内容、文言である必要がある。そう考えると、市民投票となると、計画の内容から周知していく必要がある。決定するまでに相当な時間がかかると思う。
- (議長) 決定方法について、多数決挙手とするか、無記名投票とするか。一つの案は、挙手か何かでどれかに絞ったあと、その案に対して議論をして修正を加えていくという2ステップでやってもいいと思うが、それでよいか。
- (事務局) 次の委員会で決めるとすると、次回欠席した委員の意見はどう扱うかについても検討してほしい。
- (委員) メーリングリストを使って、例えばよいと思う案を複数選んでもらうという方法でもよいと思う。おのずから何か傾向が出てくると思う。最終的には次回の会議に出席した委員で決めていかざるを得ないと思う。まずはこの原案について今意見を聞いてもよいのではないか。
- (事務局) 次回の会議までに全委員によいと思う案を3件選んでもらい、1位の意見が3点、2位の意見が2点、3位の意見が1点として集計し、総合得点で決定してはどうか。
- (委員) ある程度絞り込んで検討した方がよいと思うので、その方法に異議はない。

○基本理念について

- (委員) この会議で各委員がいろんな発言をして、議論してきたことをふまえると、計画書の目指す方向。重点方針に合うような基本理念はおのずから決まってくるような気がする。それと先ほどの意見に付け加えると、1つの案をそのままそっくり使うということはあまりないと思う。A案とB案のいいところをくっつけていくなどの方法をとることが多い。
- (議長) 10案のうち、「守口」という言葉がないものがあるが、今の意見をふまえると、恐らく「守口」は入れざるを得ないと思う。あと「はばたこう」とか「未来」とか「希望」とか、そういう言葉が非常に多く、キーワードは自然と絞れると思う。この理念は計画書の表紙に載るのか。
- (事務局) 表紙に掲載する。
- (議長) 表紙に掲載されることを考えると、あまり長い文言は難しいと思う。何文字までが可能であるか。
- (事務局) フォントを小さくするとか、2行に分けるとか、レイアウトの工夫はできると思う。そのあたりは事務局に任せてほしい。
- (委員) 個人的な意見をいうと、基本理念は短ければ短い方ほどいいと思う。いっぱい長い目標があるが、結局覚えていない場合が多い。だからこそ短いフレーズで「守口市の目指す方向はこうだ」というポイントがあるのがよいと思う。
- (議長) 資料2に守口市の他分野での基本理念を掲載している。今回の基本理念を決めるにあたっては、長いのは絶対に覚えられないということを頭において考えていくべきだと思う。
- (委員) 基本理念のところの「この町で生まれ育ったことに誇りを持ち、そして、この町に誇りを持ちたい」という文章について、これは守口市としてはこういう思いを表現したスローガンにしてほしいという意味で書いているのか。
- (事務局) この文章は、基本理念の検討の参考として、計画推進に対する守口市の思いを表現した文章である。もっといい表現等があれば、特にこれにこだわるつもりはない。
- (委員) この文章は市の思いであるので、こだわった方がよい。この文章に合うものを基本理念として探していくという方法で検討していくべきである。ここに書かれている基本的な施策と目標、それを象徴するもので短くしたものを基本理念として打ち出していくのが一番よいと思う。この事務局案の文章に付け加える文言等があれば付け足せばよいと思う。事務局案の考え方自体が違うということであれば、一から検討しなおす必要があると思う。
- (委員) 事務局の思いについて、「守口市で生まれ育った子がこの土地で住み続け、自分の家庭を新たに持って次の世代の親になる」といった今の子どもが親になることを念頭に置いて、それが実現するということが大事なのではないか、という読み方をしたがその解釈でよいか。
- (事務局) そのとおりである。守口市は以前の総合基本計画で「定住のまち、守口」ということを掲げていた。守口市は非常に交通至便な土地であり、それが定住にも

つながる反面、流出につながる面でもある。そういったことから「守口で生まれて、守口で育て、家庭を持つなら守口で」と考える人が増えてほしいというのが我々の願いである。そういう思いを込めて基本理念の文章を作成している。この文章にこだわらなければいけないとの指摘もあったが、われわれの思いは基本理念以外にも計画書中のいろんなところで表現していくことができると考えているので、それ以外の考えから基本理念を導いてもらってもよいと考えている。

○表記について

- (委員) 重点方針の③について、保育所の場合に「幼児教育」という言葉を使ってよいのか。「認定こども園、幼稚園、保育園、保育所において質の高い幼児教育を」という文言を使うことは問題ないのか。
- (委員) 「幼児教育・保育」という表現が正しいと思う。
- (委員) 両方入れないといけないということで、「幼児教育」という表現をとるとすれば、「・保育」を入れないといけない。もしくは「待機児童の解消は質の高い教育・保育の確保」ということであれば、「教育・保育」という表現を使うという手もある。
- (委員) 「質の高い教育・保育」という表現がよいと思う。
- (委員) 幼稚園の場合は「幼児教育」という言葉を明確に使うと思うのでそのあたりを整理してほしい。
- (委員) 基本的な視点の①「子どもの視点」で、「障害」と漢字の「害」を使った表記となっている。大阪の教育関係では「害」をひらがなで表記するか、もう一つ、いしへの「碍」を使う場合が多い。「発達障害」などの固有名詞の場合は漢字を使うのが通常であるが、固有名詞以外の表記についても議論していく必要がある。
- (委員) 認定こども園、幼稚園及び保育所との表記について、保育所のあとに（園）をつけられないか。
- (委員) 法律用語は保育所であるので、保育所でよいと思う。
- (事務局) 法律上は、民間保育所、保育園は「保育所」という位置付けであるが、一般的に公立は保育所、私立は保育園という言い方だと思う。市民に誤解のないようにということで、1章の2ページに新制度の内容で注釈として「保育所及び保育園」は、以下「保育所」という」という説明を加えている。

○重点方針について

- (委員) 重点方針⑤の「公立施設にあつては、市民のニーズに適合した教育・保育を推進するとともに、セーフティーネットとしての機能を強化する」という表現についてだが、民間もセーフティーネットとしての機能は果たしていると思う。今の表現では、民間は市民のニーズに適合した教育・保育を推進していないように捉えられないか。誤解を招く恐れがあるので⑤は重点方針から外してほしい。これからは公立も民間も協力してやっていくことが大事だと考えている。

- (事務局) 重点方針⑤の表現は民間の事業者が市民のニーズに適合した教育・保育を推進していないという意味ではない。現在、守口市の公立保育所では特別保育は実施していない。公立幼稚園でも3年保育には対応しておらず、いわゆる預かり保育についても2時から3時までの園庭開放の部分だけという状況にあり、公立施設は民間施設に比べ、市民のニーズに細かく対応するような枠組みになっていないのが現状である。この事業計画を進めていくにあたって、守口市は公立施設を集約化していくという方向を示している。税金の使い道の公平化という意見を踏まえながら、公立の規模の見直しをしていく時期に来ていると考えている。ただし、その規模の如何にかかわらず、市民の税金で運営する公の施設であるといったことから、市民のニーズに沿った施設にしていきたいという考えからこのような表現としている。
- (委員) 重点方針④では「民間も公立も施設として高い教育・保育の提供を実現するために」とあるので、⑤で公立だけをあえて出す必要はないのではないかと。
- (議長) 市が公立施設を最低限残すために、保育所、幼稚園、認定こども園をそれぞれどういう位置付けにするかという問題だと思う。いわゆる民間ができない部分、コスト的にリスクが高い病児保育や障がい者の教育をやるということで存在価値を出すことになると思う。その辺がいわゆるセーフティーネットという文言になっているのだと思うが、「セーフティーネットを強化する」という文言は問題ないが、「市民のニーズに適合した教育・保育を推進」という文言が問題になるのだと思う。
- (委員) 個人の意見を述べれば、公立はなくなってもよい、民間だけでいいという考えになってくるのが怖いということもあって、公立施設に関する文言は残してほしい。
- (委員) 公でなければできない部分についてすごくあいまいで、「民間にもできる」といったあいまいな表現が引っかかっているのではないかと。例えば病児保育、障がい児保育をどうしていくのか具体的に書くといいのではないかと。「公の役割」は必ずあると思うので、そのあたりをうまく表現できればよいのではないかと。
- (議長) 公立の役割が明確に書かれていたら、⑤について「公立」という表現をとってもよいのかどうか。
- (委員) 公立施設はこれから認定こども園に移行していくと考えている。その中で公でなければできない部分は出てくると思う。民間にも補助金がたくさん支給されるのであれば、民間でもその部分をやれると思う。だが、公でやった方がよいと行政が判断するものは公でやるべきだと思う。その辺はこれからの課題になるのではないかと。
- (事務局) 現状として、守口市内の公立保育所に通う児童は全体の45%程度、民間保育所に通う児童は54%程度と把握している。守口市を除いた北河内7市、門真、寝屋川、枚方、交野、四條畷、大東の平均をみると、公立施設に通う児童は全体の22%程度となっている。このような状況をふまえ、守口市の公立における保育水準、教育水準はどこにあるのかについて議論を重ね、煮詰めていかなければ

ばならないと考えている。公共の施設の老朽化という問題もあるが、やはり公立の施設数が問題となってくる。北河内7市の状況を見ると、守口市は公立にかけている費用が多いというのが現状で、現状公立にかかっている費用を私立へ活用した結果、私立で担える部分も出てくると思う。しかし、公立施設の特性を考えると、公立施設が全くないというわけにはいかないし、市民の選択の幅を広げるという意味からもある程度の公立施設数は必要であると考えている。また、新制度の下、私立が新しい施設型給付という形の対応になってくるとさらに選択肢も広がると考えている。そういったことから、重点方針の⑤については、守口市の保育水準、教育水準を保ちながら、公立、私立園がともにやっていくという意図も含め、公立ではセーフティーネットとしての役割を果たしていくという表現をとっている。

(委員) 市役所のこども部の職員、子ども・子育てに関わっている職員に、私立の幼稚園がどういう教育をしているかを一度みていただきたいと思う。その上で民間のセーフティーネットの役割について言っていたらと思う。私立の幼稚園も支援の必要な子を預かっているということで府の補助金の対象となる場合もあるが、そういった活動をする幼稚園も増えて、最近では4分の1か3分の1程度の幼稚園が補助金申請をしている状況にある。そのような中で、私立幼稚園では2歳の子も受けているが、発達障害を判断するのは難しいので、その子に発達障害のおそれがあった場合でもはっきり言うことはできない。申請するには保護者を説得して、保護者の同意を得られないと申請できないこともあり、本当に苦慮している面も多い。そういったところについて理解していただきたい。

(委員) 自分の子どもが私立幼稚園に通っていたので私立の状況はよくわかる。一方では公立幼稚園の状況も知っている。私立については、各幼稚園で特色もあり、教育も熱心に行っていると感じているし、公立幼稚園には人にお金をかけているというマイナス面もあるが、アットホームな良さもある。それを求めて公立を利用する人もいる。ここで考えるのは、公私ともに一緒にやっということと、守口市において公立保育所に通う児童数が多いことを考えると、待機児童0を目指した場合、公立をなくすのは現実的には不可能に近いと思う。子どもたちの教育に効率的な税金の投入の仕方をした方がよいのは事実だが、教育・保育施設を紹介するような利用者支援事業においてコーディネーターや病後児保育が必要であるのも事実だと思う。子育て支援センターについても、もっとたくさんの拠点があれば使いやすくなると思うし、それ以外にも幼稚園、保育所にカウンセラーや臨床心理士を市が設置して、そこを拠点とするということも考えられると思う。やりようはたくさんあると思うので、議論していく必要はある。個人的な意見をいえば、公立が全く増えないでいいかという、それは違うと考えている。要はどういう増え方をするかであると思う。公私関係なく市民のニーズに適合した教育・保育を行っていると思うので、例えば、「公私が連携しながら市民ニーズに適合した教育・保育を推進するとともに、公立施

設においてはセーフティーネットの機能を強化する」といった表現はどうか。それとともに公立施設はこういう方向に進んでいく、ということが表現できればよいと思う。

(事務局) 文章として「公立施設が今できていない部分について今後取り組んでいく」ということを書きたい。利用者が公立か私立かを選ぶにあたって、公立が私立と同等のレベルのサービスを提供していくようにならないといけないという考えである。そうすると、当然サービスの質、量も利用者が選ぶに値するレベルを公立は備えなければならないということになる。現状では公立は私立に追いついてないという現状を反省した結果として、重点方針⑤のような表現をとっている。例えば重点方針④では「民間及び公立がともに質の高い教育・保育の提供を実現するために必要な施策を図る」としており、その上で、公立施設のセーフティーネットとしての機能を強化すると⑤で表現しているわけである。どのような機能を強化するかについては、例えば、障がいがある子どもの対応だけでなく、0歳児の途中年度の受け入れ等を想定している。その辺りまでも含めてセーフティーネットだと考えている。あと、育児休業の取得を推進するという中で0歳児のニーズは1歳児のニーズとして増えてくる可能性は十分にある。そういった時に、人員配置や費用負担を考えると、すべてを民間で対応してもらうのは難しいと考えている。それとやはり障がい児保育の充実である。公立を利用したいという声があるのも事実であるので、そういったニーズに対応する選択肢としての公立の確保も考えている。

(委員) 重点方針⑤で公立を取り立てて表記するということが問題だと思うので、重点方針⑤と④がつなげて考えられるのであれば、特に⑤で公立を取り立てなくてもよいのではないか。

(事務局) 誤解を招かない表現方法を検討したいと思う。

○基本的な施策と目標について

(議長) 施策目標④で「必要な支援を行う」とあるが、精神的な支援をするのか、経済的な支援をするのか、総合的な支援をしていくのかがあいまいである。例えば、母子自立支援員というものが制度として存在するが、守口市では母子自立支援員は採用していない。全国的にみると採用している自治体が多いと認識しているがどうなのか。

(事務局) 自立支援員は全国で1,600名を超えるぐらいだと思う。8割から9割ぐらいの自治体は自立支援員を設置していると認識している。

(議長) 人的配置という面では、自立支援員、臨床心理士、それから子育てコンシェルジュなどが考えられるが、そういった具体的な施策が明確に書かれていない。ここでどこまで踏み込んで書くのか。

(事務局) 母子自立支援員の必要性は強く認識している。現状では、市の一般事務職員が対応しており、その職員の知識向上に努めているところである。ひとり親家庭の相談員には広範な知識と経験が必要であると認識しているが、市自体で職員

採用を非常に厳しく制限している状況で、専門職の採用には至っていない。そういう事情から計画書中で明記できずにいるが、重要性は十分認識しており、今後それに向けて人事担当へ要望を挙げていきたいと考えている。

(委員) 今の意見は、基本的な視点の③「子育て家庭を支援する視点」につながるのではないか。「経済的な支援など」とあり、その「など」の中に含まれているのだと思う。「など」ではなくもっといい表現ができればよいと思う。

(事務局) 母子自立支援員の重要性を十分認識しているものの、すぐに確保できるという状況でないが、計画期間中において、そういった方向を目指すということを計画書中に表記できるよう検討したい。

(議長) この会議としての考え方なのでそれでよいと思う。

(委員) 施策目標③の「子どもの人権尊重、権利擁護」について、「児童虐待の未然防止を図るとともに、早期発見と早期対策を行うため、関係機関と密接に連携していく」とあるが守口の中での関係機関はどのようなものになるのか。

(事務局) 関係機関については、子育て支援課が事務局となっている。その中で、健康推進課、生活福祉課、子ども家庭センター、大阪府の保健所、守口警察署、市民児童委員などで構成されている。

(委員) 通常は都道府県の中にあるのだろうと思うが、どこへどう連絡したらいいのかというようなことがわからない。おそらくPRはしていると思うが、計画書中に市の中で気軽に相談できる場所があるという表現ができればよいと思う。

(事務局) 施策目標③については「子どもの人権尊重と権利擁護」という内容になっており、児童虐待を受けている場合など、非常に重たいケースを想定しているので、早期発見という視点から乳幼児健診を担当する健康推進課も担当課となっているし、通報体制ということから警察も関係してくる。今年度からは消防との連携を強化することも考えている。なので、ここでは、気軽に相談できる相談窓口の整備を表現するところではないと考えている。一般的な相談機能としては、子育てコンシェルジュや利用者支援事業、子育て支援拠点事業等で対応することを考えている。

(議長) 虐待等の場合、最初の窓口は子ども家庭センターか。

(委員) 子ども家庭センターに直接行く場合、家庭児童相談室に行く場合、警察へ行く場合とあり、今は直接警察へ行く場合が多い。最近は警察に近隣住民から子どもの泣き声が聞こえるなどの連絡が入ることが多いと聞いている。その情報については関係機関同士が連絡を取るとし、おそらく子ども家庭センターにも入ってくると思う。月に1回は、関係機関は情報を持ち寄って交換したりしていると思う。

(議長) 連携した会議は行われているのか。

(委員) 月に1度程度実施している。

(事務局) 担当者会議などは定期的に行っている。

(議長) 医療費の助成について、今後の見通しはどうなっているか。施策目標の中では「こどもに係る」とあるが、この子どもはどこまでを指すのか。

(事務局) 乳幼児医療費助成制度は大阪府の助成制度となっており、本市も22年度まで大阪府の制度という形で助成を行っていた。22年度には、通院に関してそれまで2歳までであった対象を小学校就学前までに拡充をして現在に至っている。今年の2月の大阪府本会議での知事の答弁で来年度より拡充するということが発表されている。それを受けて、今年の8月に各ブロックの代表者が集まり、府と協議を行ったところである。決定事項ではないが、大阪府が通院、入院とも小学校就学前までにするという方向である。子育て支援に関しては、小学校1年生より上の年齢になるが、その部分については市町村の判断に任せるといふことの方角で進んでいる。そういったことを受け、市としては、新制度が施行される中で、年齢、所得制限等の拡充に向けた検討はしていく方角である。府の決定が今月の中旬もしくは下旬になるということであるので、それ以降検討していく。

(議長) 重点方角で、義務教育期間を通じた切れ目ない子育て支援を行うと表明している。それなら、医療費助成は義務教育期間まで行うということによいか。

(事務局) 大阪府下の状況を考えると、中学校卒業まで助成対象としたいという思いはある。しかしながら、市全体を見た場合、子育て世代以外の市民に対する支援、高齢者対策等という部分もある。子育て支援についても施設の見直し等があるといったそういった状況をご理解いただきたいと思う。

(委員) 施策目標のところ「こどもに係る医療費助成を拡充し、子育て家庭の負担の軽減を図る」と明確に表記してもらえるのはありがたいことだと思う。行政は言いにくいことだと思うが、それでもこういう形で書いているということに、市の気持ちが見えると思う。

(委員) 病院に行くとお金がかかるのでなかなか行けない小学生がいると聞いている。給料日前だったら給料日のあとに行こうとか、そういう話になっているのが現実である。経済的理由で病院にかかることができない現状への対策も急ぐべきことだと思うので、何かしら考えていただきたい。

(委員) 医療費助成について全員を対象としなくても、アレルギーがある場合とか、病院に頻繁に通わないといけないうちどもがいる家庭を優先的にでも支援をしてあげてほしいと思う。

(事務局) 具体的にどういった対応ができるかはわからないが、対応できるよう検討していきたい。

○子育て支援員について

(委員) 子育て家庭の支援ということで、子どもを支援するというよりも親の相談を受けて関係機関とつないでいく。例えば、経済的に困窮をしてしまってもうどうしようもないという場合には、関係機関につないでいくべきであるし、生活保護など何らかの手立てを示してあげる人たちがいないと大変だと思う。ひとり親家庭の自立を進めていくためには、ひとり親家庭を支援する人の確保など相談体制の整備が重要である。計画書で明記できる何らかのサポートがあればよいが、やはり職員を雇わないといけないうことになるのか。

- (議長) 自立支援員、臨床心理士は一部の幼稚園が自前で配置していたと思う。
- (委員) 京都の場合は、私立幼稚園が連盟と臨床心理士会と共同して行っている。京都が私立幼稚園と連携しているように、そういった専門職集団と公立施設が契約をしたうえで、派遣というかたちをとることは可能だと思う。実際にどういった支援をするかについては、発達障害、あるいは発達の気になる子どもの見立てでもあるが、保護者支援や子育て相談等、裾野広く行っており、セーフティネットとしての機能が大きいと認識している。市が直接人を雇わなくてもやっていく方法はいろいろあると思う。
- (議長) 雇用形態が非常勤であっても、他の形態であってもいいと思うので、やり方はいろいろあると思う。
- (議長) 子育てコンシェルジュは最終的に法律化されるのか。国が制度化するということは国が補助金を出すということではどうか。
- (事務局) 地域子ども・子育て支援事業という形で公費の導入が見込まれている。
- (議長) 子育てコンシェルジュについては、国からの補助で1人は採用されると思うが、3人になるとどうなるかわからないし、母子自立支援員に関しても1人採用されればいほうだと思う。守口市の予算の問題も関係し、人的配置について計画書に明記するのは難しいと思うがどうやって計画書に盛り込んでいくか。
- (委員) 計画書中の表現は別として、年間1,000人程度の子どもたちが生まれているという現状を考えて、今困っている人たちのためにお金がなくてもできる支援を考えていかなければならない。そういった点から考えると、子育て支援拠点については、すでに4カ所あって、保健センターに1カ所中核がある。そこに専門員がいるに越したことはないが、慣れた市の職員がそこにずっと携わっていてくれることも利用者にとっては大事で、その方が利用しやすいということもあると思うし、専門員でなくても十分な長年やってきた経験もあると思う。そういうことは今すぐにでもできることだと思うので、そういった点からも支援方法を考えてほしい。
- (委員) 保育士も子育て支援にかかる専門職であるので、公立私立ともに保育士、保健師の専門性をより高めていくことは大変重要であると考えている。発達障害や虐待など、子育てに関する問題が多様化することをふまえて、保育士や保健師の研修機会を充実させるなど、現状子育て支援を行っている人たちに何らかの支援をする体制づくりにも力を入れていってほしい。今すぐできることとしてそういった視点も必要だと思う。そういったことを計画書中でどう盛り込むのかという問題はあると思うが、「経済的支援など」のところにもう少しふくらみがある表現ができればよいと思う。
- (議長) 現状で子育て支援に携わる人たちへの支援を行い、すでに子育て支援に携わっている人のレベルを上げていく。待遇を手厚くしてないと辞めてしまうから、本来であれば、賃金を上げるのがよいと思うが難しい面があると思うので、子育てに携わる人材を大事にするという視点で、そういうところを計画書のどこかに盛り込んでほしいと思う。この章で盛り込むべきではないと思う。

- (委員) 「経済的支援」とか「人材育成」とか、そういう言葉を盛り込むとよいと思う。
- (委員) これは保護者に対する間接支援であるが、すごくよいと思う。
- (事務局) 第4章の基本的な視点と具体的な施策では書き込むレベルが異なるので、視点のところ、現状「不安の解消や、経済的支援など」とまとめているが、「など」のところをより具体的に「不安の解消や経済的支援、支援に必要な人材の育成など」というような形で、人的配置に対する表現を盛り込みたい。また、施策の目標のところでは、「専門性の高く求められる支援要員については、研修、その他指導などによって高い能力の確保を図る」という表現を追加するようになりたいと思う。
- (委員) 文章を読むと、「子育てに関する不安の解消」という相談の話と「経済的支援」というお金の話の2つが含まれている。これを同列で扱おうとすると、例えば「子育てに関する不安の解消を図るための相談機能の充実や」というように、「相談機能の充実」という言い方がよいのではないか。相談機能の中には、人的資源も含まれているので、文言でいくとそのほうがいいのかと思う。
- (議長) 基本的な視点の③「子育て家庭を支援する視点」の文言修正をお願いしたい。

○子育て支援拠点事業について

- (議長) 「地域」というのが非常に重要な言葉になると思う。地域全体で子育て支援という形でいうと、地域的にどのようなバックアップをするのか。守口市には現在子育て支援センターは1つしかないが、それがどうなっていくのか。守口市は地理的にいびつな形をしているので、支援センターの利用に不便を感じる人も多いと思う。支援拠点というものをどういうふうに考えていくのかについては、どう考えているのか。
- (事務局) 守口市の子育て支援センターは保健センターに一カ所あり、これが地域子育て支援拠点事業の中核となっている。それ以外に各私立保育園において、子育て支援拠点事業を展開してもらっており、その中で子育て相談や子育て支援に関する講演会等を行っているのが現状である。事業については広報活動に努めているものの、市民への十分な周知ができてないというところも大いにある。周知方法については指摘を受けているので、今後改善していきたいと考えている。今後、子育て支援事業を進めていくにあたっては、各ブロックで拠点となる施設が1カ所ずつは必要になってくると考えている。ただ、それに対する人的配置が非常に難しい状況にあるので、検討していく方向ということでご理解いただきたい。
- (議長) この会議として、そういったことを文章表現してもらえればよいとするか。例えば計画期間の5年の間に3つの地区で1つずつ拠点を設けていく。そして、そこに人的配置を行っていくのだと計画書に書いてしまうのかどうか。

(3) その他

【パブリックコメントについて】

(事務局) 事業計画素案についてパブリックコメントを実施する予定である。パブリックコメントで素案を示すために、次回会議にて第5章、6章の内容を検討いただきたい。パブリックコメントの実施までに会議の開催はあと1回の予定であるが、会議の進捗によっては会議の追加も考えている。会議では利用定員についても議論いただきたい。

【事務連絡について】

(事務局) 第4回会議資料について数値修正がある。もりぐち児童クラブの登録児童数と、市立小学校3年生から6年生までの数字が若干変わっているので差し替え資料を正としていただきたい。

(4) 閉会